別紙

見直しの取組例

これまでに行われてきた見直しの取組については、児童生徒の主体性を培う機会としたり、保護者の経済的負担を鑑みたり、移行期間を設けていたりする例もあり、各学校の実態に応じた工夫をしています。

①　通学カバンについて

例）生徒会を中心に通学カバンについて検討し、生徒が主体的に意見を述べて見直しをしました。その中で、

→　「学校指定バッグだけ」、「**サブバッグだけ**」、「学校指定バッグとサブバッグの両方」を選択できるようにしています。特定の行事のとき以外は、サブバックを通学カバンとして使用している生徒が多いです。

②　通学用ヘルメットについて

例）新しく自転車通学を認めた学校において、**初めから学校指定をせず**、従来型（丸型タイプ）と**ニュータイプ型（エアスルータイプ）**のヘルメットを写真入りで紹介しています。

例）従来、自転車通学を認めている学校において、**学校指定のヘルメットをニュータイプ型へ変更**しましたが、保護者の経済的負担も鑑み、**従来型も選択できたり**、**継続して使用できたり**するよう、移行期間を設定しました。

③　体操服について

例）ＰＴＡの会で、特別委員会として「服装委員会」を設置し、ＬＧＢＴの理解を深める資料を配布するなど人権について啓発をしながら、**男女同一デザインへ**の数年後の変更をめざして検討を開始しました。

別紙

令和４年１２月　改訂時　追加

④　服装や頭髪の規定について

（例）「男子は」「女子は」の表記を止め、**男女共通の頭髪規定**としました。

「男子のベルトの色」「女子のスカート」から**「男子の」「女子の」を削除**し、標準服の着用について、男女共通の規定にしました。

⑤　色の指定について

（例）色の極端な指定（白一色）があったもので、**複数の色（黒、紺など）を認め**たり、**色の指定自体を外し**たりしました。色の指定を外したものとして、靴（上靴、下靴：通学靴）、靴下、防寒着（ネックウォーマーなど）、自転車などがあります。

⑥　学校生活のきまり（校則など）についての合意形成の在り方について

生徒が提案した見直し項目が、**生徒の合意形成の段階（生徒総会など）で、変更しないことが決まる**こともありました。

（例）「防寒着の着用期間を１０月からに早めてほしい」という要望が生徒総会に諮られましたが、「必要がない」という意見が多数となり、変更しないことになりました。

⑦　学校生活のきまり（校則など）についての学校からの提案について

（⑥の事例を受けて）生徒からの見直し項目になかった内容でも、**学校の判断で見直しを提案し、変更になった**事例もありました。

（例）生徒によって冷房が寒いと感じたり、10 月頃に気温が低い日があったりする場合を想定して、各自の判断で冬の体操服の着用を認めることとされました。